

光ディスク等の提出による  
特別徴収事務取扱要領

久留米市

市民文化部 市民税課

## 光ディスク等の提出による特別徴収事務取扱要領

### 1. 目的

この要領は、地方税法第317条の6の規定により、提出すべき給与支払報告書に記載する事項と同一の内容を記録した光ディスク等（以下「給報ディスク」という。）の提出による個人住民税特別徴収事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

### 2. 光ディスク等の提出

特別徴収義務者は、前年中に特別徴収義務者から給与の支払を受けた者で、賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）現在において、久留米市内に住所を有する者について、給報ディスクを正副2枚作成し、市に1月31日（土・日・祝日にあたる場合は翌営業日）までに提出するものとする。

### 3. 特別徴収税額通知書の送付

市は、提出されたデータを基に特別徴収税額を算定し、5月中旬までに書面により通知する。

### 4. 費用の負担

前2の光ディスク等は、特別徴収義務者が負担する。

### 5. 光ディスク等の規格、ファイルの仕様

光ディスク等の規格、ファイルの仕様は、「個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等について（通知）」（令和5年4月1日付総税市第32号）に規定する、別紙1によるものとする。

※ただし、提出媒体はCD、DVDのみとする。（FD、MOは不可。）

### 6. レコード作成要領

レコードの作成要領は、「個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等について（通知）」（令和5年4月1日付総税市第32号）に規定する、別紙2によるものとする。

### 7. 光ディスク等の返却

市へ提出された光ディスク等は原則として、特別徴収義務者への返却は行わない。